新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の改正に向けた パブリック・コメントの実施結果について

新宿区では、平成16年4月に「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図り、区民の円滑な近隣関係の維持と良好な居住環境の形成に努めてきた。

条例では、地階を除く階数が 3 以上の共同住宅、寮及び寄宿舎で、ワンルーム形式の住戸 (30 ㎡未満の住戸)を 10 戸以上有するものをワンルームマンション等として定義し、規制の対象としてきたが、平成 28 年度以降、条例の規制の対象としていない長屋についても、階数が 3 以上かつ 10 戸以上の規模の長屋の建築が増加しており、その建築の中には、条例の対象規模である 30 ㎡未満の住戸の建築も見受けられる。

このことから、長屋についても共同住宅等と同様に、建築に起因する紛争を防止し、円滑な近隣関係を維持する必要があるため、新たに長屋を規制対象として追加する条例の改正に向けてのパブリック・コメントを実施した。パブリック・コメントでの意見を踏まえ、原案どおり条例改正に向けた手続きを進めていく。

1 パブリック・コメント実施状況

(1) 実施期間

令和元年8月15日(木)から9月13日(金)まで

(2) 周知方法

広報新宿(8月15日号)及び新宿区ホームページ掲載

(3) 閲覧・配布場所

住宅課(本庁舎7階)、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、 各特別出張所、各区立図書館及び新宿区ホームページ

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

2 パブリック・コメント実施結果

- (1) 意 見 件 数 3件
- (2) 意見提出者 2名
- (3) 提出方法ホームページ(2名)
- (4) 意 見 内 容 別紙資料のとおり
- (5) 意見の反映等 a 意見を反映する 0件

b 意見趣旨は、区の方向性と同じ 0件

c 今後の参考とする 0件

d 意見として伺う 3件

e 質問に回答する 0件

3 今後のスケジュール(予定)

令和元年 11月13日 環境建設委員会(パブリック・コメント実施結果について)

11月 下旬 第4回区議会定例会へ条例(案)を上程

12月10日 公布

令和2年 4月 1日 改正条例施行